



1 こんな時に一時保育の利用ができます

保護者のパートなどの短時間労働、出産、急病、入院、疾病、介護、冠婚葬祭、あるいは育児疲れなどの理由で家庭における保育ができないお子さんを一定の期間、一時的、緊急的にお預かりすることができます。

①非定型的保育

保護者の断続的・短時間労働、職業訓練、求職活動、就学、ボランティア活動、社会活動などにより、家庭における保育が断続的に困難となる子どもに対する保育

②緊急的保育

保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護または冠婚葬祭などにより、家庭における保育が緊急、一時的に困難となる子どもに対する保育

③私的理由による保育

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などの私的な理由やその他の理由により、家庭における保育が断続的、一時的に困難となる子どもに対する保育

開設場所	浦幌町立子育て支援センター（浦幌町認定こども園内）
対象児童	こども園・ひまわり保育園に入園していない満6か月から小学校就学前までの子ども（疾病などの状況によっては受けられない場合があります）
定員	10名以内（年齢による）
利用時間	月曜日～金曜日 8時00分から16時00分の間で、希望する時間 土曜日 8時00分から12時00分の間で、希望する時間
開設時間	月曜日～土曜日まで（日曜日・祝日・年末年始の休日を除く）
利用制限	子ども1人につき、原則として週3日以内、月12日を限度
利用料金	・町民の方は保育料の無償化に伴い無料 ・町民以外の方は一人一時間あたり200円 ※新型コロナウイルス感染症に対するまん延防止等重点措置や緊急事態宣言対象地域や感染の流行している地域の方の受け入れは行っていません ・生活保護法による被保護世帯は無料

2 一時保育の利用手続きについて

- ① 利用希望の方は、子育て支援センターに来所または電話で申し出て下さい。
※原則3日前までをお願いします
- ② 提出書類は、一時保育申請書（別紙様式第11号）と健康等調査表（別紙）です。
※利用の前日までに提出してください
- ③ 利用にあたり、支援センター職員からの説明とお子さんについて簡単な面談があります。
- ④ その他 1-②緊急的保育は、相談ください。

3 利用料金について

- ① 町民の方の利用料金は無料です。
- ② 町民以外の方は1時間200円です。
- ③ 生活保護法による被保護世帯は無料です。